

弁護活動の前に知っておきたい基礎知識【事件別のポイント】

# 被疑者段階における付添人活動

## パートナーとしての「少年弁護」

古賀克重 弁護士

はじめに

周知のとおり、被疑者段階の弁護士は、「弁護人」であって、「付添人」ではない。しかし争いのない大半の少年事件においては、活動の成否は、家裁送致後をいかに意識して活動するかにかかっている。とくに福岡においては、二〇〇一年二月から全件付添人制度<sup>●</sup>が導入されたことに伴い、被疑者段階からの受任が増えており、「付添人活動」「被疑者段階からの活動」という様相を呈し始めている。

本稿においては、とくに、被疑事実

階からいかに家裁送致後の「付添人活動」を視野に活動していくかという大きな視点から、少年被疑者に対する活動に触れることにしたい。

### 大きな視点

——少年事件における弁護士の役割

少年審判の対象は、「非行事実の存否」と「要保護性の有無及びその程度」である。したがってわれわれは、まず非行事実が存在するか否かを最初に検討し、そのうえで「要保護性の解消」を目指すことになる。要保護性を解消するには、少年が自らの問題点を発見

し、これ乗り越えていくことを援助することが求められる。

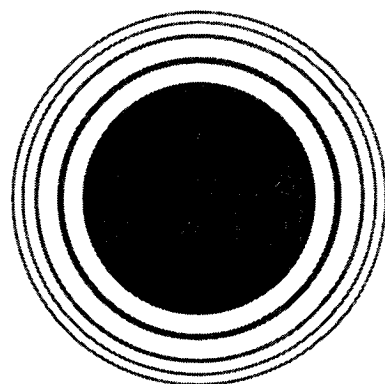
付添人の役割として、家庭裁判所の補助者とか後見人であるという従来の見解から一歩進んで、付添人は「少年のパートナー」であり、少年が自立し、自分の力で立ち直ることを支える援助者であるという考え方が、付添人活動を行う弁護士の間では共感を生んでいる。少年被疑者の場合、全件送致主義がとられており、いざれ家裁に事件が送致されるわけであるから、この「少年のパートナー」という視点で、被疑者段階から活動することが肝要となる。

### 時系列に沿って

以下、逮捕後の初回面会から家裁送致までの時系列に沿って、必要と思われる論点に触れていきたい。

#### 1 初回面会にあたって

初回面会の際には、少年事件がどのように処理されるかを丁寧に説明する必要がある。とくに、少年にとって初めての身柄拘束である場合は、相当に混乱していることが予想される。逮捕勾留の意味、今後家裁に送致され、観護措置決定手続があること、鑑別所



においては資質鑑別が行われること、付添人の役割、調査官との差違などを入念に説明する必要がある。

また少年は、最初は弁護人にも心を開かない、本音を言わないケースも多々あり、なかには、捜査官と弁護人との区別がついてない少年さえ少なくない。信頼関係を一時にはつくること困難だが、最初の面会がその出発点であることは意識しないといけない。

なお、「弁護人」は自動的に「付添人」にはならず、改めて家裁に付添人選任届けを出す必要があるから、この時点で弁護人選任届けとともに付添人選任届けも受領しておくといい。

## 2 受任にあたって

扶助であれ私選であれ、受任前に少年や両親から「弁護士がついて役に立つんですか」と問われることは多い。確かに「社会内処遇を得るだけ」が目的であれば、「役に立つ」とは言い切れないが、弁護士(付添人)の役目は、「社会内処遇を得るだけ」が目的ではない。少年がいざ社会に戻れるように、少年および親と議論を重ね、何が欠けているのか、何を解決すればよいのか……そういう点を少年の目から

一緒に考えていく役割もある以上、「少年のパートナー」として活動した被疑者弁護(付添人活動)に「成功」はあっても「失敗」はないというべきであり、自信をもって受任する必要がある。

## 3 身柄解放に向けた活動

少年は、長期間の身柄拘束により、学校の退学問題や職場の解雇問題が生じることになり、少年の立ち直りに重要なこれら社会資源を失いかねないことになる。

少年事件の場合、勾留は「やむを得ない場合」以外は請求することは許さず(少年法四三条三項)、少年はできる限り在宅で取調べがなされるべきであるとされている(国家公安委員会規則II犯罪捜査規範二〇八条、警察庁次長通達II少年警察活動要綱三七条一項)。したがって、場合によっては、逮捕直後にすぐ検察官と交渉し、上申書・資料などを提出したうえ、勾留請求をさせないように交渉することが必要となる。

## 4 取調べへの立会い

少年警察活動要綱九条三項には、

「やむを得ない場合を除き、少年の同道した保護者その他適切と認められる者の立ち会いの下に行うこと」との規定がある。弁護人として、この規定を根拠にして取調べへの立会いを請求することが可能である。福岡でも取調べに立ち会ったうえ不処分を勝ち取った事例、取調べ自体には立ち会わずとも取調室前での待機を認められた事例などが報告されている。

少年は一般に自己防御能力が著しく低く、警察官に容易に迎合しがちであり、意に添わない調書が作成される可能性は大人以上にある。しかも、予断排除の原則のない少年審判においては、これらの調書がすべて事実認定をする裁判官の目にさらされる結果となる。その意味でも取調べに立ち会う必要性は高いとともに、警察官への牽制の意味も含めて、取調べ立会いを求めると自体に意味がある。

## 5 社会資源の開拓への着手

社会資源とは、親族・勤務先・学校など少年の更生に役立つと思われるすべての人的・物的資料をいう。社会資源をいかに開拓するかが付添人活動の醍醐味であり、争いのない少年被疑

者事件では、この社会資源開拓に早期着手する必要がある。

たとえば共同危険行為のように、交友関係に問題があり、親のもとへ戻しても再非行の可能性が高い場合は、初めての非行であっても少年院送致の可能性はあるから、他地域へ居住する親戚のもとでの引受を探ることも求められる。しかし、施設収容を回避するためだけの付け焼き刃の提案であれば、調査官も聞き入れない。被疑者段階であれば、受入先との入念な打合せが可能となる(打合せ報告書の作成、調査期日への受入先の出頭確保など)。

## 6 家裁送致後へ向けての準備活動

被疑者段階から受任した場合の最大のメリットは、通常の事件よりも要保護性解消に向けた活動に十分な時間がとれる点にある。

家裁送致が予想される日は予定をあけておき、送致されるや観護措置決定手続前に裁判官との面会を申し入れるとともに、観護措置をとる必要がない旨の意見書を提出する。被疑者段階から関わっているときは、「審判」が

二回あるとの心構えが必要である。5  
記載のように、被疑者段階から要保護  
性の解消に向けた活動を行ってきた  
のであるから、その結果を意見書とし  
て提出し、観護措置を回避すべく働き  
かけるのである。

仮に観護措置をとられても、調査官  
が調査を始める前に付添人の「調査」  
がある程度終わっているのであるか  
ら、先手を打って付添人の土俵で調査  
官の調査を行ってもらえるし、調査官  
と要保護性の視点が異なっても、調査  
官以上に少年のことを理解できてい  
るわけであるから、自信をもって調査  
官と議論することも可能であろう。

## 最後に

一時期、家庭裁判所や調査官から付  
添人に対する批判として、「あの人は  
少年事件をわかっていない。刑事弁護  
人と同じに考えている」ということを  
よく指摘されていた。つまり、「弁護人  
のように罪を軽くすることだけ考え  
ないでくれ。少年の立ち直りのために  
一番必要な処分を考えてほしい」と  
いう批判のようである。

しかしこの批判は、刑事弁護におけ

る弁護人に対する誤解ともいえる。刑  
事弁護においても、罪を軽くすること  
だけでなく、被告人の言い分を聞きな  
がら、再犯に走らない環境作りをした  
うえで、執行猶予などを目指すわけだ  
ある。そうすると、なにも少年被疑者  
の事件は特殊ではなく、通常の刑事被  
疑者事件と同じであるといえるのか  
もしれない。

いずれにしろ、少年被疑者事件にお  
いては、「少年の立ち直りを目指して、  
寄り添いながら活動すること」がな  
よりも求められることだけは間違い  
ない。

① 観護措置をとられた少年で、かつ、付添  
人の選任を希望する少年全員に付添人を  
付ける制度。二〇〇一年二月、全国で初め  
て福岡で導入された。自由と正義二〇〇一  
年七月号参照。

② 第一〇回全国付添人経験交流集会(鳥  
取)における分科会においても、この点に  
関する質問が集中した。同交流集会報告書  
参照。

(こが・かつしげ／福岡県弁護士会)

